

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用概況

1 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容

当社の会社法第 399 条の 13 第 1 項第 1 号ロおよびハに規定する体制(内部統制システム)の整備についての決議の内容は、次のとおりです。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 当社の取締役および従業員（嘱託員、臨時員等を含む）は、職務の執行に当たり、関連法令ならびに当社定款、企業行動規範、コンプライアンスガイドラインおよび個別の社内規程等を遵守する。
 - イ. 内部監査組織である監査部は、内部監査規程および監査計画に基づき、会計監査人、監査等委員会との緊密な連携を保ちつつ、取締役および従業員の法令・定款遵守状況を含む各監査を実施し、その結果を代表取締役および監査等委員会に報告するとともに、改善事項がある場合には当該部門に指示する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る稟議書、議事録等の文書その他の情報については、法令および文書取扱規程等に従い、適切に作成、保存および管理（廃棄を含む。）を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織横断的リスク状況の監視および全社的対応はリスク管理委員会および経営企画部が行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部門が行うこととする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 取締役会は、取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、半期毎の予算を決定し、3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
 - イ. 各部門を担当する取締役は、予算および中期経営計画に基づき、各部門が実施すべき具体的な施策および権限配分を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
 - ウ. 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）ならびに指名された執行役員等で構成する経営役員会を原則として毎月第2週及び第3週に開催し、業務遂行に関わる重要案件の審議、報告、連絡、調整等を行う。監査等委員である取締役および社外取締役は、経営役員会に出席し、意見を述べるができる。
 - エ. 各部門を担当する執行役員は、月次の業績および半期の収支見通しを毎月取締役会に報告する。
 - オ. 取締役会は、この報告をレビューし、効率化を阻害する要因を排除・低減するなど改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、業務の効率化を実現する。

- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 内部統制システムは、子会社を含めた「タツタ電線グループ」として厳正に構築・運用するものとし、内部統制委員会がその構築・運用状況の確認・総括に当たる。
 - イ. 原則として経営企画部および関連各部室が子会社を所管し、子会社の一定の事項については、当社の経営役員会または取締役会において承認する。
 - ウ. 子会社の取締役を兼務する取締役または子会社を所管する取締役が、子会社の月次の業績および半期の収支見通しを毎月取締役会に報告する。
 - エ. 当社の監査部は、子会社の業務の適正を確保するための監査を実施する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
- 総務人事部及び監査部に、監査等委員会の職務を補助し、その円滑な職務執行を支援するためのスタッフを配置する。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
- ⑦ 前項の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性および監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査部は、監査等委員会の要望した事項の内部監査を実施し、監査等委員会に報告する。監査等委員会は、監査部の人事異動について事前に報告を受け、必要がある場合は人事異動の変更を申し入れることができる。
- ⑧ 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ア. 取締役は、職務の執行状況を定期的に監査等委員会に報告するとともに、法令、定款違反またはそのおそれが生じたときは速やかに監査等委員会に報告する。
 - イ. 従業員は、監査等委員会の求めにより往査に応じるとともに、法令・定款違反またはそのおそれが生じたときは速やかに上司を通じて監査等委員会に報告する。
 - ウ. グループ会社の取締役および使用人は、タツタ電線グループ運営要綱に従って、監査等委員会への報告や情報伝達を実施するほか、監査等委員会の求めに応じて報告を行う。
 - エ. 総務人事部は、内部通報により通報された内容及びコンプライアンスに関して報告を受けた内容を監査等委員会に報告するものとする。
- ⑨ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 内部通報制度により通報した者に対して、通報を理由としたいかなる不利益な取扱いも行わない旨を内部通報取扱要綱に定め、その旨を周知し適切に運用することを含め、前項により監査等委員会に報告した者に対して当該報告を理由としたいかなる不利益な取扱いも行わない。監査等委員会は、このために必要がある場合は、人事異動等の変更を申し入れることができるものとする。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の支弁に充てるため、毎年度、監査等委員会からの申請に基づき一定額の予算を確保するとともに、監査等委員からその他の費用の請求があった場合には会社法第 399 条の 2 第 4 項に基づき適切に処理する。

⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査等委員が取締役会、経営役員会への出席等を通じて取締役の職務執行を監査するとともに、会計監査人、監査部との緊密な連携を保ち、かつ、会計監査人の監査を活用し、効率的な監査が実施できるよう適切かつ必要な環境整備を行う。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社における内部統制システムの運用状況の概要は、以下のとおりです。

当社は、当社グループの内部統制システムの運用状況について、内部統制委員会においてモニタリングを実施し、その結果を 2020 年 5 月 13 日開催の取締役会に報告しております。

(1) グループ内部統制

- ① 当社社長を委員長とし、本社各部室管掌役員、各事業本部長等から構成される内部統制委員会を今年度 2 回開催し、グループ内部統制システムの構築、運用状況の確認を行っております。同委員会の活動状況およびその結果については、当社経営役員会および取締役会に報告されております。
- ② また、当社事業本部、各子会社等を管掌する当社役員は、その管掌部署および子会社等の内部統制の整備、運用の状況等について、適宜当社経営役員会および取締役会に報告しております。

(2) コンプライアンス

- ① 当社社長を委員長とし、本社各部室管掌役員、各事業本部長等から構成されるコンプライアンス委員会を今年度 2 回開催し、当社およびグループ各社におけるコンプライアンスの状況等の確認および徹底を図っております。同委員会の活動状況およびその結果については、当社経営役員会および取締役会に報告されております。
- ② コンプライアンスへの理解を深めるため「コンプライアンスガイドライン」を制定しております。今年度におきまして、「コンプライアンスガイドライン」を冊子化し、当社グループの全役員及び従業員に配布し、より一層の周知を行いました。
- ③ コンプライアンス教育について、今年度は、労務管理、ハラスメント、安全管理等をテーマに、当社グループ役員および従業員を対象とした外部専門家による研修会等を実施しております。その他、階層別、新任時等、教育計画に基づく研修等を適宜実施しております。

(3) リスク管理

- ① 当社社長を委員長とし、本社各部室管掌役員、各事業本部長等から構成されるリスク管理委員会を今年度 1 回開催し、当社およびグループ各社における組織横断的リスク状況の分析・監視行っております。同委員会の活動状況およびその結果については、当社経営役員会および取締役会に報告されております。
 - ② 機能性フィルム事業においては、2016 年 7 月に ISO22301 の認証を取得した事業継続マネジメントシステム (BCMS) を構築し運用しております。今年度は、訓練を通じて、実運用での課題確認および改善を図っております。
 - ③ 新型コロナウイルスのリスクに関連し、「危機・緊急事態対応規程」に基づき、当社社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、従業員の感染防止策の徹底に努めるとともに、緊急事態発生時の対応をあらかじめ検討するなど事業の継続に万全を期しております。
- (4) 内部監査等
- ① 監査部は毎期の監査方針および監査実施計画を策定し、概ね 2 年サイクルで当社各部署および国内外の子会社等の監査を実施するとともに、監査等委員会監査および監査法人監査と連携し、三様監査の推進を図っております。また、月 1 回、内部監査の実施状況およびその結果を代表取締役社長および監査等委員会に対して、報告しております。
 - ② 取締役は、監査等委員である取締役が取締役会、経営役員会への出席等を通じて取締役の職務執行を適切に監査できるよう、また、会計監査人、監査部との緊密な連携を保ちつつ、かつ、会計監査人の監査を活用し、効率的な監査が実施できるよう、必要な環境整備を行っております。
 - ③ 監査等委員である取締役は、内部統制委員会、コンプライアンス委員会およびリスク管理委員会に出席し、必要に応じて意見を述べております。また、取締役会および経営役員会に出席し、これら委員会からの報告を受けるとともに、必要に応じ取締役、従業員にヒアリングすること等により、内部統制システムの構築・運用状況の確認を行っております。